



第75期 定時株主総会 招集ご通知



日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）



場所

大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル 3階 光琳の間

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※資源節約のため、「招集ご通知」をご持参ください。

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況が続いております。

株主のみなさま向けにインターネットによるライブ配信も行いますので、可能な限り、当日のご出席はお控えいただき、事前に議決権を行使くださいますようお願いいたします。

＜インターネットによるライブ配信＞

本定時株主総会の模様は、ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどによりライブ配信でご覧いただくことができます。

ご視聴方法は、5～6ページをご参照ください。

◎郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

ご出席の株主さまへのお土産は、昨年より廃止させていただいております。
休憩室および飲料のご用意はございません。

株主のみなさまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第75期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

大阪府東大阪市御厨栄町1丁目5番7号

ハウス食品グループ本社株式会社

代表取締役社長 浦上博史



グループ理念・グループメッセージ

食を通じて人とつながり、
笑顔ある暮らしを共につくる
グッドパートナーをめざします。

食でつなぐ、人と笑顔を。



2021年6月3日

第75期定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号 リーガロイヤルホテル 3階 光琳の間
3. 目的事項 報 告 事 項 1. 第75期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

以 上

<ご案内>

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、ご出席の状況により第2会場または第3会場をご案内させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://housefoods-group.com/ir/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://housefoods-group.com/ir/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日 時

2021年6月25日（金曜日）

午前10時

（受付開始予定：午前9時）



郵送で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）

午後5時到着分まで



インターネットで 議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）

午後5時受付分まで

◎郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

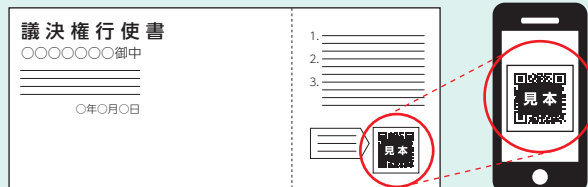
◎インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

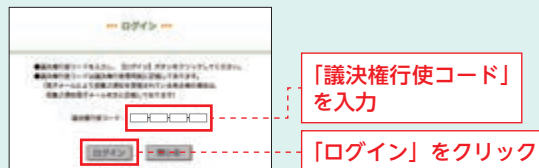
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

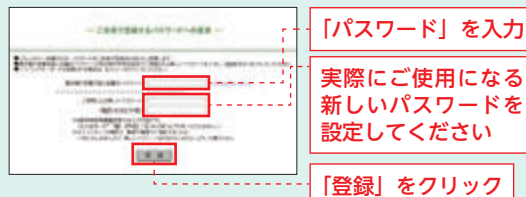
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

 0120-652-031

受付時間：午前9時～午後9時

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによるライブ配信のご案内

当日ご出席をお控えたいただいた株主さまが、ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどにより株主総会の模様をご覧いただけるようライブ配信を行います。

1. 配信日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時から

※視聴用ウェブサイトは、開会予定時刻30分前に開設予定です。

2. ご視聴の方法

以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み取る方法により視聴用ウェブサイトへのアクセス後、画面の案内に従い、「ID」および「パスワード」のご入力をお願いいたします。

視聴用
ウェブサイトURL

<https://2810.ksoukai.jp>



ID：議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の半角数字）

「ID」および「パスワード」は、議決権行使書用紙を投函する前に必ずお手元にお控えください。

パスワード：議決権行使書用紙に記載の郵便番号（ハイフンを除く7桁の半角数字）

※やむを得ない事情により、ライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト（<https://housefoods-group.com/ir/>）にてお知らせいたします。

3. ご視聴に関する留意事項

- (1) ライブ配信をご視聴の株主さまは、会社法上の株主総会出席とはならず、当日の議決権行使やご質問を承ることはできません。事前に議決権を行使くださいますようお願いいたします。(3ページから4ページをご参照ください。)
- (2) ご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
- (3) ライブ配信の撮影・録画・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (4) インターネットの通信環境により、映像および音声の乱れ、配信中断等の不具合が生じる場合があります。
- (5) インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (6) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご視聴いただけない場合があります。

【ID・パスワードに関するお問い合わせ先】

ID・パスワードに関してご不明な点がございましたら、議決権行使書用紙またはID・パスワードをお手元にご準備のうえで、以下の窓口へお問い合わせください。

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル



0120-782-041

(受付時間：午前9時～午後5時 土日休日を除く。)

※以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ② 株主さま側の環境等が問題と思われる原因での接続トラブル等に関するお問い合わせ

＜株主総会へご出席される株主さまへのご案内＞

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込む場合がございますので、ご了承ください。

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、グループの収益力向上と財務体質の強化に努めるとともに、連結業績や事業計画などを総合的に勘案しながら、企業結合に伴い発生する特別損益やのれん償却の影響を除く連結配当性向30%以上を基準とした安定的な配当を継続することを、利益配分の基本方針としております。

当期は投資有価証券の売却等により一時的な特別利益が発生しておりますが、安定的な配当の継続を考慮し、第75期の期末配当につきましては、一株につき23円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当社普通株式 1 株につき 金23円
総額 2,317,199,492円

これにより、中間配当23円を加えた年間配当は、1株につき46円となります。

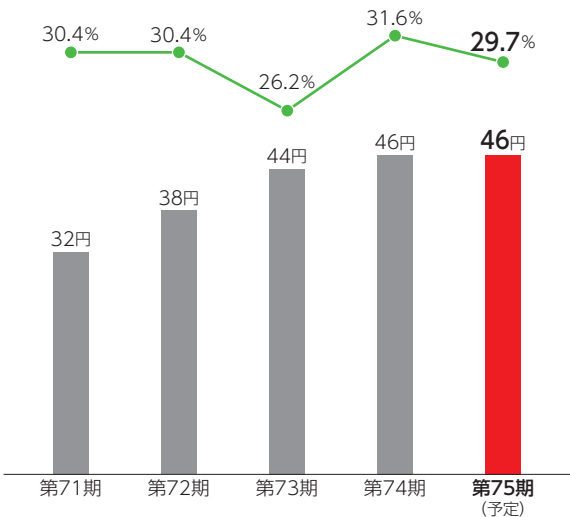
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

(ご参考)

1株当たり年間配当金・利益配分の基本方針に基づく連結配当性向の推移

■ 1株当たり年間配当金 ● 利益配分の基本方針に基づく連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することにいたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の見直しを行うものであります。

②監査等委員会設置会社移行にあたり、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役につきましても、期待される役割を発揮できる環境を整備するため、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲について、現行定款第29条の規定を変更案第30条のとおり変更するものであります。

なお、変更案第30条を本定時株主総会に議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

③上記の変更に伴う、条数の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 〈条文省略〉	第1条～第3条 〈現行どおり〉
第4条 (機関) 当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査役、監査役会及び会計監査人</u> を置く。	第4条 (機関) 当社は株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査等委員会及び会計監査人</u> を置く。
第5条 〈条文省略〉	第5条 〈現行どおり〉
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 〈条文省略〉	第6条～第10条 〈現行どおり〉
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第17条 〈条文省略〉	第11条～第17条 〈現行どおり〉
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 (員数) 当社の取締役は10名以内とする。	第18条 (員数) 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。
〈新 設〉	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は8名以内とする。</u>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
第19条（選任） 取締役は株主総会でこれを選任する。 2. 〈条文省略〉 3. 〈条文省略〉	第19条（選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会でこれを選任する。</u> 2. 〈現行どおり〉 3. 〈現行どおり〉
第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって終了する。 〈新 設〉 〈新 設〉	第20条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって終了する。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって終了する。</u> 3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u>
第21条（取締役会） 〈条文省略〉 2. 〈条文省略〉 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	第21条（取締役会） 〈現行どおり〉 2. 〈現行どおり〉 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
第22条（招集） 〈条文省略〉 2. 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 3. 取締役会は、取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。 〈新 設〉	第22条（招集） 〈現行どおり〉 2. 取締役会を招集するには、会日より3日前までに各取締役にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。
第23条 〈条文省略〉	<u>第23条（重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 第24条 〈現行どおり〉

現行定款	変更案
第24条（議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。 第25条～第27条（条文省略） 第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議により定める。 第29条（社外取締役の責任限定契約） 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	第25条（議事録） 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。 第26条～第28条（現行どおり） 第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。 第30条（取締役の責任限定契約） 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間にその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。
第5章 監査役及び監査役会 第30条（員数） 当会社の監査役は5名以内とする。 第31条（選任） 監査役は株主総会でこれを選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第32条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって終了する。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 第33条（監査役会） 監査役会は、監査役の職務の執行に関する重要な事項を協議し、又は決定する。 2. 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	〈削 除〉 〈削 除〉 〈削 除〉 〈削 除〉 〈削 除〉 〈削 除〉

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<u>第34条（招集）</u> 監査役会を招集するには、会日より3日前までに各監査役にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。	〈削 除〉
<u>第35条（議事録）</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行う。	〈削 除〉
<u>第36条（監査役会規則）</u> 監査役会に関する事項は、法令及び定款に定めあるもののほか監査役会で定める監査役会規則による。	〈削 除〉
<u>第37条（常勤監査役）</u> 監査役会はその決議により常勤監査役を選定する。	〈削 除〉
<u>第38条（報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	〈削 除〉
<u>第39条（社外監査役の責任限定契約）</u> 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	〈削 除〉
〈新 設〉 〈新 設〉	第5章 監査等委員会 <u>第31条（監査等委員会）</u> 監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する重要な事項を協議し、又は決定する。 2. 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
〈新 設〉	<u>第32条（招集）</u> 監査等委員会を招集するには、会日より3日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

現行定款		変更案
第40条～第43条	〈新 設〉	<u>第33条（議事録）</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名捺印又は電子署名を行う。</u>
	〈新 設〉	<u>第34条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u>
	〈新 設〉	<u>第35条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を選定することができる。</u>
	第6章 計 算 〈条文省略〉	第6章 計 算 第36条～第39条 〈現行どおり〉
	〈新 設〉	<u>附 則</u> <u>（社外監査役との責任限定契約に関する経過措置）</u> <u>第75期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位および担当	2020年度の 取締役会出席状況
1	うらかみ ひろし 浦上 博史 再任	代表取締役社長 経営企画部担当	14回中14回
2	ひろうら やすかつ 広浦 康勝 再任	専務取締役 国内関係会社事業推進部・デジタル推進部担当	14回中14回
3	く どう まさひこ 工東 正彦 再任	専務取締役 ハウス食品株式会社 代表取締役社長	14回中14回
4	おおさわ よしゆき 大澤 善行 再任	常務取締役 管理本部長兼秘書部担当	14回中14回
5	みやおく よしゆき 宮奥 美行 再任	取締役 研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・ GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト・ グループ生産戦略推進プロジェクト担当	14回中14回
6	やまぐち たつ み 山口 竜巳 再任	取締役 国際事業本部長	10回中10回
7	かわさき こう たろう 川崎 浩太郎 再任	取締役 コーポレートコミュニケーション本部長兼 新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当	10回中10回

再任 再任取締役候補者

候補者
番号

1

うらかみ ひろし

浦上 博史

1965年8月16日生（満55歳）

再任



【略歴、地位、担当】

1991年 9月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1997年 5月 同行退行
1997年 7月 当社入社
2002年 6月 当社取締役
2004年 6月 当社代表取締役（現任）
2004年 7月 当社取締役副社長
2009年 4月 当社取締役社長（現任）
2016年 4月 当社経営企画部担当（現任）

【重要な兼職の状況】

全日本カレー工業協同組合 副理事長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長
株式会社H K L 代表取締役社長
ハウス興産株式会社 専務取締役

所有する当社の株式の数
1,037,313株

取締役会出席率（出席状況）
100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

浦上博史氏は、当社代表取締役社長として、当社およびグループを統括しており、豊富な経験に基づき、当社グループの経営の中核である中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。
これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者
番号

2

ひろうら やすかつ
広浦 康勝

1955年7月27日生（満65歳）

再任



所有する当社の株式の数

41,282株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

広浦康勝氏は、主に海外事業、マーケティング、R & D、品質保証の各部門やハウスウェルネスフーズ株式会社代表取締役社長として豊富な経験を有しており、グループ各社の事業基盤拡大と強化、IT戦略の策定・推進に尽力しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

【略歴、地位、担当】

- 1978年 4月 当社入社
- 2004年 7月 当社執行役員調味食品部長
- 2006年 4月 当社上席執行役員マーケティング本部長
- 2006年 6月 当社取締役
- 2008年 4月 当社常務執行役員マーケティング本部長兼ソマテックセンター担当
- 2009年 4月 当社常務執行役員マーケティング本部長兼ソマテックセンター・品質保証部担当
- 2010年 4月 当社専務執行役員マーケティング本部長兼ソマテックセンター・品質保証部担当
- 2012年 4月 当社専務執行役員国際事業本部長兼経営企画室担当
- 2013年10月 当社専務取締役（現任）
当社国際事業本部長兼経営企画部担当
- 2015年 4月 当社経営企画部・国際事業本部担当
- 2016年 4月 当社 R & D 統括・国際事業本部・品質保証統括部担当
- 2018年 2月 ハウスウェルネスフーズ株式会社代表取締役社長
- 2021年 4月 当社国内関係会社事業推進部・デジタル推進部担当（現任）

候補者
番号

3

く どう ま さ ひ こ
工東 正彦

1953年3月11日生（満68歳）

再任



〔略歴、地位、担当〕

1975年 4月 当社入社
2007年 4月 当社執行役員レトルト・低温食品部長
2008年 4月 当社執行役員香辛食品部長
2010年 4月 当社常務執行役員香辛食品部長
2011年 4月 当社常務執行役員香辛食品事業部長
2012年 4月 当社常務執行役員マーケティング本部長
2012年 6月 当社取締役
2013年 4月 ハウス食品分割準備株式会社（現ハウス食品株式会社）代表取締役社長（現任）
2013年 6月 当社常務執行役員マーケティング本部長兼営業本部・フードサービス事業部担当
2013年10月 当社常務取締役
2017年 4月 当社専務取締役（現任）

所有する当社の株式の数
11,800株

〔重要な兼職の状況〕

ハウス食品株式会社 代表取締役社長

取締役会出席率（出席状況）
100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

工東正彦氏は、主に製品開発部門において豊富な経験を有しており、ハウス食品株式会社代表取締役社長を兼務し、香辛・調味加工食品事業における収益のさらなる向上や、新たな需要の創造に向けたマーケティング戦略の推進にリーダーシップを発揮しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者
番号

4

おおさわ よしゆき

大澤 善行

1959年6月23日生（満61歳）

再任



【略歴、地位、担当】

- 1982年 4月 当社入社
- 2014年 4月 当社経営役人事部長
- 2016年 4月 当社経営役人材開発部長
- 2018年 4月 当社経営役総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部担当
- 2018年 6月 当社取締役
当社総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部担当
- 2020年 4月 当社総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部・コンプライアンス・リスク管理部担当
- 2021年 4月 当社常務取締役（現任）
当社管理本部長兼秘書部担当（現任）

所有する当社の株式の数

4,731株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

大澤善行氏は、主に営業企画、広報、人材開発、総務などの管理部門において豊富な経験を有しており、総務部、法務部、財務部、人材開発部、ダイバーシティ推進部、コンプライアンス・リスク管理部を統括する管理本部長として、ダイバーシティの実現や働きがい変革の実行をはじめとする人事戦略の推進、コーポレート・ガバナンス体制の整備推進に尽力しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

みやおく よしゆき

宮奥 美行

1960年11月24日生（満60歳）

再任



【略歴、地位、担当】

- 1983年 4月 当社入社
2016年 4月 当社経営役経営企画部長
2018年 4月 当社経営役研究開発本部長兼品質保証統括部担当
2018年 6月 当社取締役（現任）
当社研究開発本部長兼品質保証統括部担当
2019年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・デジタル推進部担当
2021年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト・グループ生産戦略推進プロジェクト担当（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役

所有する当社の株式の数

5,459株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回/14回）

取締役候補者とした理由

宮奥美行氏は、主に研究開発、製品開発、経営企画の各部門や、株式会社ハウス食品分析テクノサービス代表取締役社長として豊富な経験を有しており、研究開発本部長兼品質保証統括、資材、GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト、グループ生産戦略推進プロジェクト担当として、R&D機能の強化、調達機能の最適化、第七次中期計画テーマの推進に尽力しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者
番号

6

やまぐち たつ み
山口 竜巳

1964年 8月13日生（満56歳）

再任



【略歴、地位、担当】

- 1988年 4月 当社入社
- 2015年 4月 当社新規事業開発部長
- 2018年 4月 ハウスフーズホールディングＵＳＡ社取締役社長（現任）
ハウスフーズアメリカ社取締役社長
- 2020年 4月 当社経営役国際事業本部長
- 2020年 6月 当社取締役（現任）
当社国際事業本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

- ハウスフーズホールディングＵＳＡ社 取締役社長
- ハウスフーズアメリカ社 取締役

所有する当社の株式の数

2,546株

取締役会出席率（出席状況）

100%（10回/10回）

取締役候補者とした理由

山口竜巳氏は、主に営業、製品開発、新規事業開発、海外事業の各部門において豊富な経験を有しており、海外食品事業を統括する国際事業本部長として、海外事業の成長加速に向けた事業拡大と収益力の強化に尽力しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

7

かわさき こう た ろ う
川崎 浩太郎

1971年12月6日生（満49歳）

再任



【略歴、地位、担当】

1994年 4月 当社入社
2018年 4月 当社経営企画部長
2020年 4月 当社経営役コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部担当
2020年 6月 当社取締役（現任）
当社コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部担当
2021年 4月 当社コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社壺番屋 取締役

所有する当社の株式の数
1,434株

取締役会出席率（出席状況）
100%（10回/10回）

取締役候補者とした理由

川崎浩太郎氏は、主に広告、経営企画の各部門において豊富な経験を有しており、コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当として、当社グループの広告戦略や社会的課題の解決に向けた企業取組の推進と、新規事業の発掘、アグリビジネスの推進に尽力しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

- (注) 1. 浦上博史氏は、(株)H K Lの代表取締役社長であり、当社は同社と事務所賃貸借等の取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。
2. 広浦康勝氏、工東正彦氏、大澤善行氏、宮奥美行氏、山口竜巳氏、川崎浩太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者が所有する当社の株式の数には、ハウス食品グループ役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
4. 大澤善行氏の年齢につきましては、本定時株主総会招集ご通知発送日（2021年6月3日）を基準にしております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金（判決金・和解金）および争訟費用（弁護士費用等）の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	2020年度の取締役会出席状況
1	たぐち まさお 田口 昌男 新任	常勤監査役	14回中14回
2	こいけ あきら 小池 章 新任	常勤監査役	14回中14回
3	さいとう きゅうぞう 西藤 久三 新任 社外 独立	社外取締役	14回中13回
4	かま の ひろゆき 蒲野 宏之 新任 社外 独立	社外監査役	14回中13回
5	ふじ い じゅんすけ 藤井 順輔 新任 社外 独立	社外取締役	14回中14回
6	おかじま あつこ 岡島 敦子 新任 社外 独立	社外監査役	10回中10回

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

株主総会参考書類

候補者
番 号

1

た ぐ ち ま さ お
田口 昌男

1953年9月22日生（満67歳）

新 任



【略歴、地位、担当】

1976年 4月 当社入社
2004年 7月 当社執行役員ソマテックセンター所長
2008年 4月 当社常務執行役員ソマテックセンター所長
2012年 4月 当社常務執行役員ソマテックセンター所長兼知的財産部・品質保証部担当
2012年 6月 当社取締役
2013年10月 当社中央研究所長兼品質保証統括部担当
2016年 4月 当社中央研究所長
2017年 4月 当社研究開発本部長
2018年 2月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部担当
2018年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部管掌
2018年 6月 当社常勤監査役（現任）

所有する当社の株式の数
11,732株

【重要な兼職の状況】

ハウス食品株式会社 監査役

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回/14回）

監査役会出席率（出席状況）

100%（12回/12回）

取締役候補者とした理由

田口昌男氏は、研究開発、技術開発、品質保証を中心とした当社グループの各事業に関する深い見識と、当社取締役としての企業経営における豊富な経験を有しており、常勤監査役として当社取締役の職務の執行を的確かつ適正に監査しております。これらのことを当社グループの経営全般における監督・監査に活かすことができる人材と判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

こ い け
小池あきら
章

1957年9月30日生（満63歳）

新任



所有する当社の株式の数
6,632株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回/14回）

監査役会出席率（出席状況）

100%（9回/9回）

〔略歴、地位、担当〕

1980年 4月 当社入社
2009年 4月 当社執行役員財務部長
2013年10月 当社経営役財務部長
2014年 4月 当社経営役総務部長兼財務部長
2014年 6月 当社取締役
当社総務部長兼財務部長
2016年 4月 当社総務部・法務・知的財産部・財務部・秘書部担当
2017年 4月 当社総務部・法務部・財務部・秘書部担当
2018年 4月 当社国際事業本部担当兼総務部・法務部・秘書部管掌
2018年 6月 当社国際事業本部担当
2020年 4月 当社国際事業本部管掌
2020年 6月 当社常勤監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

ハウスウェルネスフーズ株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

小池章氏は、財務、総務、経営企画を中心とした当社グループの各事業に関する深い見識と、当社取締役としての企業経営における豊富な経験を有しており、常勤監査役として当社取締役の職務の執行を的確かつ適正に監査しております。これらのことを当社グループの経営全般における監督・監査に活かすことができる人材と判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者
番号 **3** さいとう きゅうぞう
西藤 久三 1945年7月17日生（満75歳）

新任

社外

独立



【略歴、地位、担当】

1970年 4月 農林省（現農林水産省）入省
2000年 6月 同省食品流通局長
2001年 1月 同省総合食料局長
2003年 7月 同省退省
2003年 8月 特殊法人農業者年金基金（現独立行政法人農業者年金基金）理事長
2006年12月 一般財団法人食品産業センター理事長
2015年 6月 同センター顧問（現任）
2016年 6月 当社取締役（現任）

所有する当社の株式の数

5,163株

取締役会出席率（出席状況）

93%（13回/14回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西藤久三氏は、農林水産省および一般財団法人食品産業センターにおける長年の勤務経験から、社外取締役として経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行っており、当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

今後監査等委員として、特に製品の品質保証やCSR推進の面における監督・監査の役割を、また、指名や報酬の決定手続きにおける客観性向上の役割を期待しております。

候補者
番号

4

かまの ひろゆき

蒲野 宏之

1945年7月21日生（満75歳）

新任

社外

独立



〔略歴、地位、担当〕

1971年 4月 外務省入省
1981年 4月 弁護士登録
1988年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士（現任）
2009年 4月 東京弁護士会副会長
2013年 4月 日本弁護士連合会常務理事
2015年 6月 当社監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

蒲野綜合法律事務所 代表弁護士
日本碍子株式会社 取締役（社外）
株式会社スパンクリートコーポレーション 取締役（社外）

所有する当社の株式の数
2,665株

取締役会出席率（出席状況）
93%（13回/14回）

監査役会出席率（出席状況）
100%（12回/12回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

蒲野宏之氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な知識と幅広い経験から、社外監査役として取締役の職務の執行を的確かつ適正に監査しており、当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

今後監査等委員として、特に法務リスク対応やコンプライアンス経営の面における監督・監査の役割を、また、指名や報酬の決定手続きにおける客観性向上の役割を期待しております。

株主総会参考書類

候補者
番号 **5** ふじ い じゅんすけ
藤井 順輔 1952年12月22日生（満68歳）

新任

社外

独立



所有する当社の株式の数
3,295株

取締役会出席率（出席状況）

100%（14回/14回）

監査役会出席率（出席状況）

100%（3回/3回）

【略歴、地位、担当】

1976年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2003年 6月 同行執行役員
2006年 4月 同行常務執行役員
2008年 6月 同行常務執行役員
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
2009年 4月 同行取締役兼専務執行役員
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
2011年 4月 同行取締役
株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
2011年 6月 同行上席顧問
2012年 4月 株式会社日本総合研究所代表取締役社長兼最高執行役員
2015年 5月 同社取締役会長
2016年 6月 当社監査役
2017年 6月 株式会社日本総合研究所特別顧問（現任）
2020年 6月 当社取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社日本総合研究所 特別顧問
大日本住友製薬株式会社 監査役（社外）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤井順輔氏は、株式会社三井住友銀行、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社日本総合研究所における長年の勤務経験から、社外取締役として経営の意思決定に際して客観的な立場で意見や判断を行っており、当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

今後監査等委員として、企業経営者の経験を活かした企業運営全般やリスクマネジメントに関する監督・監査の役割を、また、指名や報酬の決定手続きにおける客観性向上の役割を期待しております。

候補者
番号

6

おかじま あつこ
岡島 敦子

1954年10月15日生（満66歳）

新任

社外

独立



【略歴、地位、担当】

1977年 4月 農林省（現農林水産省）入省
2003年 7月 同省大臣官房審議官
2004年 7月 厚生労働省大臣官房審議官
2006年 7月 埼玉県副知事
2009年 7月 内閣府男女共同参画局長
2012年 9月 退職
2013年 4月 内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員
2016年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員
2019年 3月 同委員退任
2020年 6月 当社監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社極洋 非常勤顧問

所有する当社の株式の数
364株

取締役会出席率（出席状況）

100%（10回/10回）

監査役会出席率（出席状況）

100%（9回/9回）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岡島敦子氏は、農林水産省、厚生労働省、埼玉県副知事、内閣府、および総務省における長年の勤務経験から、社外監査役として取締役の職務の執行を的確かつ適正に監査しており、当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものです。

今後監査等委員として、特に女性活躍推進、ダイバーシティ経営の面における監督・監査の役割を、また、指名や報酬の決定手続きにおける客観性向上の役割を期待しております。

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西藤久三氏、蒲野宏之氏、藤井順輔氏、岡島敦子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 西藤久三氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
 4. 蒲野宏之氏が当社社外監査役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
 5. 藤井順輔氏が当社社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。なお、同氏は過去、当社の社外監査役でありました。
 6. 岡島敦子氏が当社社外監査役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 7. 蒲野宏之氏が日本碍子株式会社の社外取締役に在任中の2018年1月、同社が「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が、同社において確認されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、また、本件を受けて同社に設置された委員会の活動を通して、実態の調査、原因究明および再発防止策の策定を求める提言を行っております。
 8. 小池章氏の取締役会出席率（出席状況）には、2020年4月1日から2020年6月25日までの当社取締役在任中の出席が含まれております。
 9. 藤井順輔氏の取締役会出席率（出席状況）および監査役会出席率（出席状況）には、2020年4月1日から2020年6月25日までの当社監査役在任中の出席が含まれております。
 10. 田口昌男氏、小池章氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項に定める両氏との責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。
 11. 当社は、西藤久三氏、蒲野宏之氏、藤井順輔氏、岡島敦子氏の間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しており、4氏の選任が承認された場合、4氏との責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。
 12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金（判決金・和解金）および争訟費用（弁護士費用等）の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。
 13. 西藤久三氏、蒲野宏之氏、藤井順輔氏、岡島敦子氏の選任が承認された場合、当社は引き続き4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
 14. 各候補者が所有する当社の株式の数には、ハウス食品グループ役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。当社の取締役の報酬等の額は2007年6月27日開催の第61期定時株主総会において年額380百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社移行に伴い、これを廃止したうえで、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額400百万円以内とすることにご承認をお願いするものであります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務の拡大等を勘案したもので、独立社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を構成する任意の報酬等諮問委員会の審議を経ており、相当な内容と判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、52ページ以降に記載のとおりであり、本議案の内容は、当該方針に沿ったものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、効力が生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額150百万円以内とすることにご承認をお願いするものであります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務の拡大等を勘案したもので、独立社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を構成する任意の報酬等諮問委員会の審議を経ており、相当な内容と判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、効力が生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付するとともに、取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務の拡大等を勘案したもので、独立社外取締役を委員長とし、社外役員が過半数を構成する任意の報酬等諮問委員会の審議を経ており、相当な内容と判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本定時株主総会終結後の取締役会において、52ページ以降に記載の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針のうち、報酬等の構成の中長期業績連動報酬について、譲渡制限付株式報酬に変更することを予定しております。また、下記「2. 本制度の概要」のとおりに、割り当てられる株式の払込金額は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、割り当てられる株式の付与は相当なものであると判断しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、効力が生じるものといたします。

1. 本制度の導入条件

本制度の導入は、本定時株主総会において別途付議しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。また本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本定時株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主のみなさまのご承認を得られることを条件といたします。

本定時株主総会において別途付議しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額年額400万円（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の範囲内にて、本制度を新たに導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主のみなさまにご承認をお願いするものです。

なお、これまで取締役（社外取締役を除く。）に対する固定報酬のうち一定額を拠出し、役員持株会において自社株式を購入して、役員退任まで譲渡不可とする株式報酬制度を導入しておりますが、本制度に係る議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、役員持株会を通じた自社株式購入による株式報酬制度は廃止し、本制度に移行する予定です（役員持株会は役員等による任意の自社株式購入のための仕組みとして継続いたします。）。

2. 本制度の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、本制度に基づき当社より役位・役割に応じた額にて支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給される報酬等の額は、本定時株主総会において別途付議しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の範囲内で年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の数の上限は年14,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の取締役の地位を喪失する日までとしております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役（監査等委員である取締役を除く。）との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、本割当株式の交付日から当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の取締役の地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- ②取締役（監査等委員である取締役を除く。）が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に上記①に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、役務提供期間中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記①に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥上記⑤に規定する場合において、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑦本契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

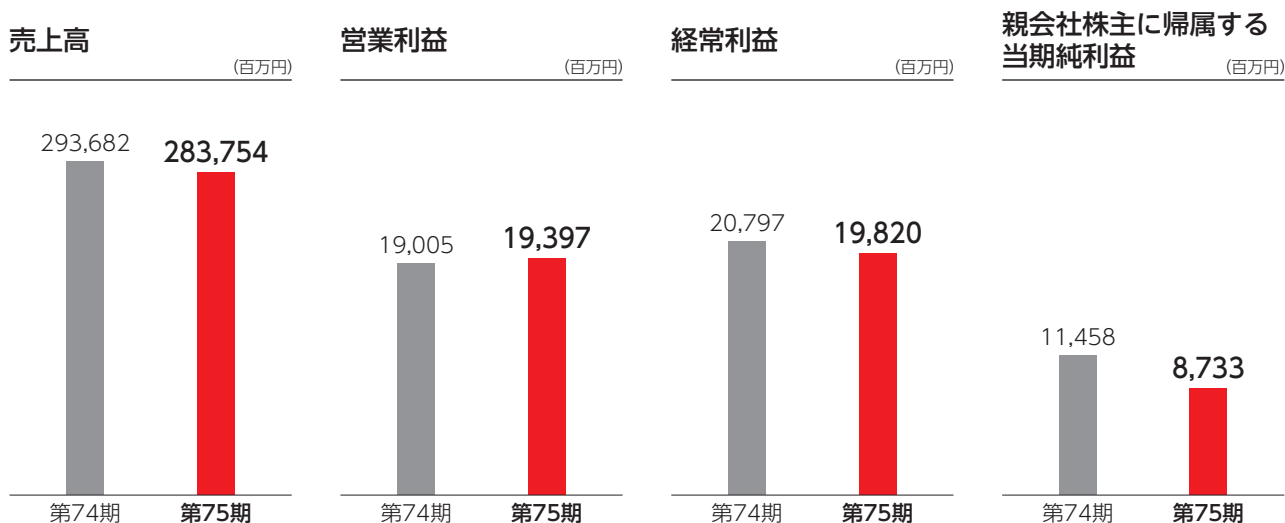
(1) 事業の経過およびその成果

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大が経済活動に与える影響は甚大であり、かつ長期化していることから依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか当社グループは、「食を通じて人とつながり、笑顔ある暮らしを共に作るグッドパートナーをめざします。」というグループ理念の実現に向けて、企業市民として果たすべき「3つの責任」（お客さまに対して、社員とその家族に対して、社会に対して）の全てにおいて取組を進めながら、ライフラインを支える「食」の一翼を担う企業グループとして、製品・サービスの安定的な提供に努めてまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、コロナ禍における消費行動の変化が各事業に大きな影響を及ぼし、明暗が分かれる状況となりました。外出自粛の影響等により健康食品事業や外食事業は低迷いたしましたが、内食需要の増加により国内外で家庭用製品の販売が伸長したことで、香辛・調味加工食品事業や海外食品事業は好調に推移いたしました。

なお、コロナ禍による事業環境の変化を踏まえ、第2四半期連結会計期間において営業外費用として持分法による投資損失を、特別損失として減損損失を計上しております。また、第4四半期連結会計期間において保有する投資有価証券の一部を売却し、特別利益として投資有価証券売却益を計上しております。

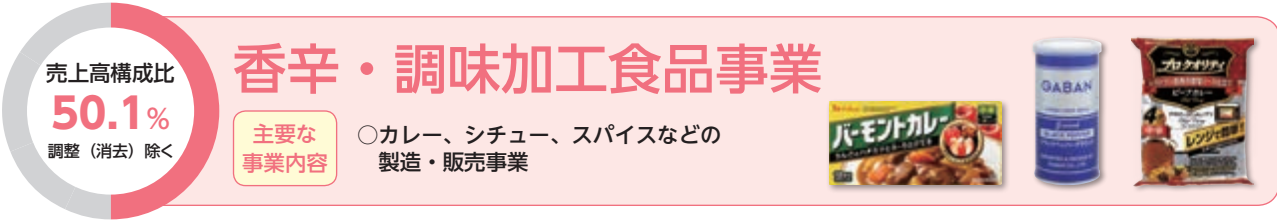


セグメント別の業績の概況

事業の種類別セグメント	連結売上高		連結営業利益 (セグメント利益または損失 (△))	
	金額 (百万円)	前期比 (%)	金額 (百万円)	前期比 (%)
香辛・調味加工食品事業	146,340	100.9	15,614	110.7
健康食品事業	20,105	72.1	△413	—
海外食品事業	35,472	119.3	4,584	111.9
外食事業	44,567	84.9	△660	—
その他食品関連事業	45,542	98.4	1,770	98.8
小計	292,025	96.9	20,895	100.8
調整 (消去)	△8,271	—	△1,498	—
合計	283,754	96.6	19,397	102.1

(注) 調整 (消去) の内容は、セグメントに配分していない損益およびセグメント間取引に係る相殺消去であります。

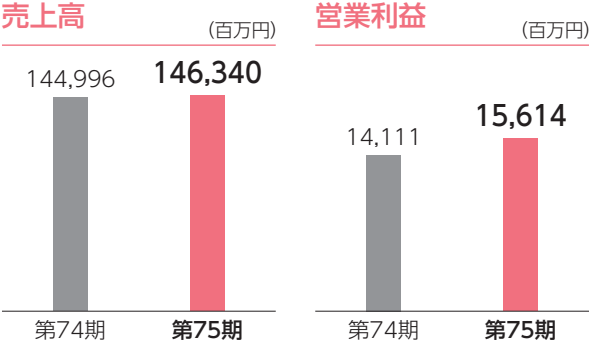
事業報告

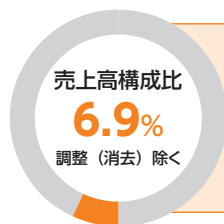


当事業セグメントは、内食需要の増加からスパイスをはじめとする家庭用製品が伸長したことに加え、事業活動の制約により間接固定費が全体的に抑制されたこともあり増収増益となりました。

ハウス食品(株)は、簡便化やメニューバラエティの強化など、お客さまニーズの変化にきめ細やかに対応したほか、レトルト製品のレンジパウチ化を推進し、利便性と環境負荷低減の両面から提供価値の向上に努めました。一方、ハウス食品(株)や(株)ギャバンが手掛ける業務用製品事業は、徐々に回復傾向にあるものの、外食市場低迷の影響から減収となりました。

以上の結果、香辛・調味加工食品事業の売上高は1463億40百万円、前期比0.9%の増収、営業利益は156億14百万円、前期比10.7%の増益となりました。





健康食品事業

主要な
事業内容

○健康食品、飲料などの製造・販売事業

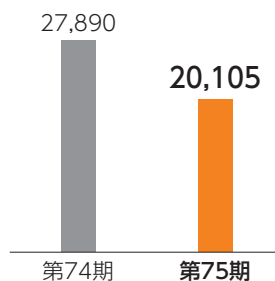


当事業セグメントにとって当期は、大変厳しい業績となりました。外飲み需要の減少から収益の柱である「ウコンの力」が大幅減収となったほか、CVSを中心に販売を行う「C1000」も都市部を中心に販売機会が減少いたしました。

以上の結果、健康食品事業の売上高は201億5百万円、前期比27.9%の減収となりました。営業利益は、徹底したコスト削減に努めるも大幅減収の影響を吸収するに至らず、4億13百万円の損失となり、前期からは9億34百万円の減益となりました。

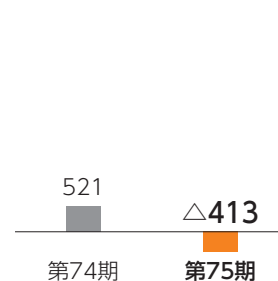
売上高

(百万円)

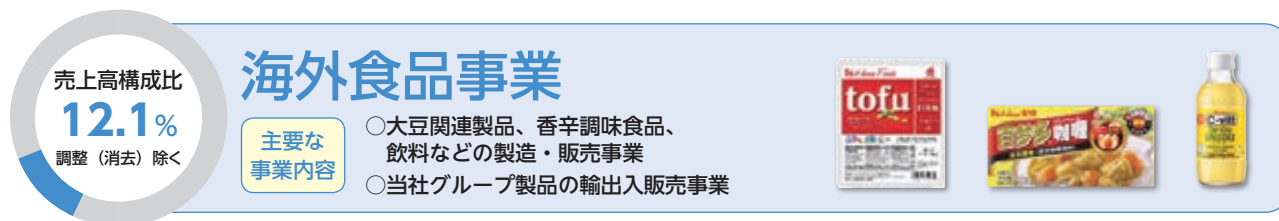


営業利益

(百万円)



事業報告

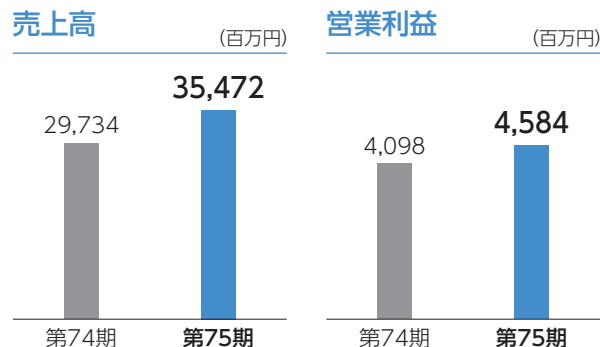


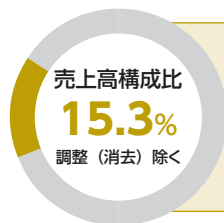
米国豆腐事業は、健康志向や環境意識を背景とする植物性タンパク市場の拡大を背景に、コロナ禍のなかでも販売を伸ばしました。しかし、2020年1月稼働のロサンゼルス工場新ラインに係る減価償却に加え、当該新ラインの立ち上げに課題を抱え、安定稼働に通年を要したことでコストが嵩んだこともあり、増収減益となりました。

中国カレー事業は、コロナ禍で内食需要が底上げされるなか、内陸部において家庭用製品の問口が拡大し増収となりました。利益面では、増収効果に加え、上期に事業活動の制限からコスト投下量が縮小したこともあり増益となりました。なお、業務用製品に関しても経済活動再開後は回復基調にあります。

タイ機能性飲料事業は、物品税導入によりコストが増加したものの、生産供給量の大幅な増強により需給ギャップが解消されたことで市場拡大が進み、増収増益となりました。しかし、期末にかけて流通在庫の滞留が生じ、第4四半期連結会計期間の業績は前年を下回りました。

以上の結果、海外食品事業の売上高は354億72百万円、前期比19.3%の増収、営業利益は45億84百万円、前期比11.9%の増益となりました。





外食事業

主要な
事業内容

○レストランの経営および企画・運営事業



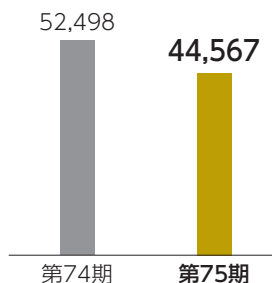
当事業セグメントは、自治体からの営業自粛要請やインバウンド需要の消失等、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に非常に厳しい事業環境となりました。(株)壱番屋は、感染防止対策に積極的に取り組み、安心してご来店いただける店舗運営に努めると共に、宅配やテイクアウトの拡大に努めましたが、店舗売上高が前年水準を大きく下回ったことが影響し、減収減益となりました。このような環境のなか同社では、2020年8月にインド1号店を出店したほか、同12月には北海道でジンギスカン店を展開する(有)大黒商事（現(株)大黒商事）を連結子会社化するなど、成長に向けた取組を推進しております。また、フランチャイズ加盟店に対しては、加盟保証金制度を廃止し全額返還する等の資金繰り支援策を実施しております。

以上の結果、(株)壱番屋とその他外食子会社を含む外食事業の売上高は445億67百万円、前期比15.1%の減収、営業利益は6億60百万円の損失、前期からは8億62百万円の減益となりました。

なお、コロナ禍による事業環境の悪化をふまえ、第2四半期連結会計期間において、同社を連結子会社とした際に発生したのれんおよびその他の無形固定資産の減損処理を行い、特別損失を計上しております。これによりのれんについては当期でその償却を完了しております。

売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)





その他食品関連事業

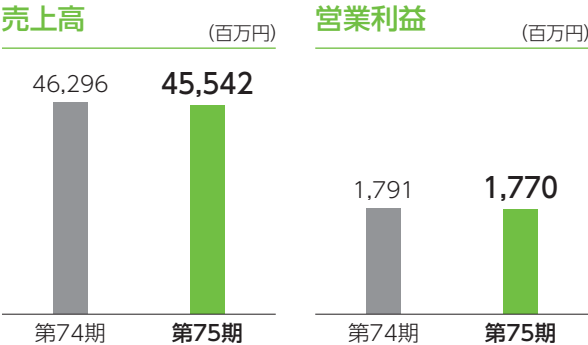
主要な
事業内容

- 総菜、焼成パン、デザート等の製造・販売事業
- 農産物、食品などの輸出入および販売事業
- 食品の安全・衛生に関する分析サービス事業

(株)デリカシェフは、焼成パン類の不振から販売が減少したほか、総菜類の生産品目減少の影響もあり減収減益となりました。

(株)ヴォークス・トレーディングは、業務用製品の荷動きが鈍化したものの、旅費交通費等の固定費が抑制されたことから減収増益となりました。

以上の結果、その他食品関連事業の売上高は455億42百万円、前期比1.6%の減収、営業利益は17億70百万円、前期比1.2%の減益となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、香辛・調味加工食品事業における「食の外部化」への対応強化に向けた大容量レトルトライン生産設備新設、将来の需要変化への対応を図る需給・生産管理一貫システムの構築、海外食品事業（米国豆腐事業）における健康志向や環境意識の高まりを背景に強い需要の続く豆腐製品製造設備の増設、外食事業における新規出店や店舗譲受等、設備投資額はリースを含めて117億8百万円となりました。なお、減価償却費とリース料の合計額は103億73百万円となりました。

事業の種類別セグメント	設備投資額
	金額（百万円）
香辛・調味加工食品事業	7,252
健康食品事業	409
海外食品事業	1,221
外食事業	1,857
その他食品関連事業	490
共通	478
合計	11,708

(3) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

①株式その他の持分の取得または処分の状況

当社連結子会社である㈱荳番屋は2020年6月25日付で、イチバンヤインターナショナルUSA社を設立しております。また同社は、2020年12月29日付で、(有)大黒商事（現㈱大黒商事）の出資持分を取得し、完全子会社としております。

②新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

事業報告

（４）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会・経済・生活様式に大きな変化を与えることになりました。国内では、内食需要の増加から家庭用製品が伸長したものの、外食需要の減少から一部事業では厳しい状況が続いております。また、生産年齢人口の減少なども雇用・労働環境に影響を与えております。海外では米国・中国・アセアンなどで、引き続き市場の成長が見込まれます。一方、CO₂や廃棄物の削減をはじめとした地球環境等の社会問題の解決に向けた取組への要請が強まっております。

このような経営環境の変化へ対応するため、当社グループにおいては、食シーンの変化に柔軟に対応し、ダイバーシティの実現に向けた取組を進展させ、社会から求められる企業市民としての責務を果たしていくことをめざしてまいります。

当社グループは、現在の中期計画において“「食で健康」クオリティ企業への変革”をハウス食品グループのめざす姿と位置づけ、事業面だけではなく、グループ理念のベースとなる「お客さまに対して」「社員とその家族に対して」「社会に対して」という、企業市民として果たすべき「３つの責任」の全てにおいて、クオリティ企業への変革を進めるための取組を推進しております。

本年４月からスタートする第七次中期計画では、“「食で健康」クオリティ企業への変革＜第２章＞４系列バリューチェーンへのチャレンジ”をスローガンに、「１：スパイス系バリューチェーン」の幹をさらに太くすると共に、ビタミン、乳酸菌等の「２：機能性素材系バリューチェーン」、豆腐を中心とした「３：大豆系バリューチェーン」、そしてチャレンジ領域である「４：付加価値野菜系バリューチェーン」の育成に努め、経営資源を成長領域へ重点的に配分することで持続的な成長を実現してまいります。

①重点取組

1)お客さまに対して

(イ) 4系列のバリューチェーン（以下「VC」という。）による成長実現

	既存領域	成長領域	新規領域
スパイス系VC	(生産GOT) ◇国内事業の深化 ・収益力強化 ・生産性向上	(BtoB-GOT) ◇国内BtoB事業拡大	◇スパイス素材活用技術の 応用
	(スパイスVC-GOT)		
	◇スパイス調達変革		◇アセアン事業開拓
機能性素材系VC	◇外食事業(国内): カレー業態の収益性向上	◇中国:事業領域の拡大 ◇外食事業:海外エリア拡大	◇アセアン:BtoCカレー事 業の立ち上げ
	◇国内事業の構造改革 ◇BtoC営業機能統合	◇ダイレクト事業の拡大 ◇海外ビタミン飲料事業の 拡大(タイ→アセアン)	◇乳酸菌事業の海外展開 (欧州・米国)
大豆系VC	◇米国におけるTOFU事業拡大 R&D、生産機能強化:LA工場増強、第3拠点検討		◇米国外での事業展開
付加価値野菜系VC	◇グループ内外の共創によりVC独自のビジネスモデルを創出		

(注) 1. 二重線枠内は、いずれも新規領域として取組を推進するテーマであります。

(ロ) 3つのGOT具現化

第六次中期計画で検討を進めたGOTの取組が第七次中期計画～第八次中期計画で実行フェーズに入る。

- ・生産GOT:グループ競争力強化の実現
グループとして最適な生産マネジメント体制構築。
- ・BtoB-GOT:国内BtoBの新たな成長ストーリーを描く
国内成熟市場における成長実現。
- ・スパイスVC-GOT:グローバル競争力のあるスパイスVC構築
川上(アセアン)起点のグローバル戦略の推進。

(ハ) 共創による新価値創出

テーマ開発力やチャレンジ力を具備したイノベーション体質への変革をめざし、事業開発、R&D、人材開発が三位一体となって新価値創出に取り組む。

事業報告

- ・ 事業開発

新規、既存の役割分担を解消。相互をブリッジさせ、グループ全体で新たな成長機会を貪欲に探索。

- ・ R & D（知の探索）

技術のオープン化、多面活用への事業観点の育成。

- ・ 人材開発

チャレンジ人材の発掘・育成と挑戦する風土・機会づくり。

2) 社員とその家族に対して

「ダイバーシティの実現」により、生産性を向上させ、社員とグループの成長を共にめざすという第六次中期計画からの考え方を継続し、深掘り、加速させる。

(イ) 働きがい変革の実行

自らの成長のために「働き方変革」から「働きがい変革」へコンセプト進化。

(ロ) 個性の発揮と融合を強力に支援

多彩な個性を融合させ、グループシナジーの最大発揮へ（キャリア採用の強化、グループ横断人材交流、グローバル人材育成、キャリア形成支援、女性活躍推進）。

3) 社会に対して

「人と地球の健康」をめざして、グローバル視点そしてバリューチェーン全体での取組を加速。

(イ) 循環型モデルの構築：V C全体での環境対応

- ・ CO₂削減の加速と取組領域の拡大。
- ・ 廃棄物削減活動の推進力強化と有価物化の推進。

(ロ) 健康長寿社会の実現：本業を通じた健康づくりへの貢献

- ・ 事業を通じた健康価値の創出。
- ・ 未来の健康事業創出のタネを探索。

②セグメント別の事業戦略

セグメント	主要な取組
香辛・調味加工食品事業	◇新価値創出に基づく成長 自由な発想やチャレンジによる領域拡大で成長を実現 ◇コア事業としての収益力強化 収益構造変革への取組継続、効果的なマーケティング施策の追求による競争力の確保 ◇本業を通じた社会課題解決へのアプローチ 生産部門でのCO2削減・廃棄抑制、レトルトレンジパウチ化によるCO2削減
健康食品事業	◇V C視点でグローバルにビジネスチャンスを探み、持続可能なビジネスモデルに転換 機能性素材系V C構築に向け、ビタミン飲料、乳酸菌のグローバル展開に注力 ◇国内既存事業の立て直し 損益構造改革の実行と新たな顧客接点の構築
海外食品事業	◇成長スピードを加速。地産地消による成長実現に向けて現地完結型経営に転換 ・米国事業：更なる成長ステージへの基盤強化（生産供給体制増強・R & D強化）、エリア拡大 ・中国事業：間口拡大を契機としたコア事業の持続的成長、現地に適合した事業領域の拡大 ・アセアン：BtoCカレー事業の立ち上げにチャレンジするとともに、GOTと連携したBtoBスパイス事業の可能性を追求 ・現地完結型経営に向けたガバナンスの強化
外食事業	◇ウィズ/ポストコロナでの国内需要の積極創出 イートイン以外のサービス・接点強化（宅配、ドライブスルー対応、業態開発等） ◇グループシナジーテーマの推進 新カレーソース開発による当社、(株)壺番屋、F Cオーナー三者のメリット創出
その他食品関連事業	◇(株)デリカシェフ：付加価値野菜系V Cにおける共創 ◇(株)ヴォークス・トレーディング：川上の強みを活かすとともに、V Cを繋ぐ機能を発揮

③財務戦略

第七次中期計画の期間中に、4系列V Cの成長領域へ400億円、既存領域へ200億円、デジタル変革・環境領域へ100億円の、計700億円の事業投資を計画しております。また、当社グループが保有するいわゆる政策保有株式の一部売却を原資とした、120億円の自己株式取得を計画しております。

④コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、内部統制システムを、コーポレート・ガバナンス体制の充実と企業理念・経営目標の実現・達成のための仕組みととらえ、企業価値のさらなる向上と持続的な発展をめざし、グループ経営の視点でリスクマネジメント、コンプライアンスを含めたガバナンス体制の構築と運用の強化を図っております。会社機関におきましては、社外取締役を2名体制とし、経営戦略機関に対する監督機能の強化に注力しております。また、社外監査役3名を含む5名の監査役体制で、取締役の職務執行の監査を行っており、常勤監査役2名は、主要なグループ会社の非常勤監

事業報告

査役を兼務することにより、グループにおける監査役監査の実効性の確保に努めております。また、独立社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を独立役員で構成する、報酬等諮問委員会を設置し、取締役および監査役の報酬決定の手續きに、客観性と透明性を確保しております。

また、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目的に、2021年2月19日開催の取締役会において、第75期定時株主総会の承認を条件に監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議しております。あわせて、同取締役会において、取締役の選任・解任などの決定プロセスの透明性・客観性の確保を目的に、指名諮問委員会の設置を決議しております。

内部統制システムがグループとして有効に機能するよう、今後も継続的な改善に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		期 別	第72期 (2018年3月期)	第73期 (2019年3月期)	第74期 (2020年3月期)	第75期 (2021年3月期)
売	上	高 (百万円)	291,897	296,695	293,682	283,754
営	業	利 益 (百万円)	16,288	17,559	19,005	19,397
経	常	利 益 (百万円)	17,207	19,100	20,797	19,820
親会社株主に帰属する当期純利益		(百万円)	9,353	13,767	11,458	8,733
総	資	産 (百万円)	378,864	371,025	367,194	369,150
純	資	産 (百万円)	283,719	279,144	280,930	287,291
1 株 当 たり	当期純利益 (円)		91.02	134.32	113.73	86.68
	純 資 産 (円)		2,450.71	2,454.34	2,469.20	2,562.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第72期については、当該会計基準等を遡って適用しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	本店所在地	資本金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ハウス食品株式会社	大阪府	百万円 2,000	% 100.00	カレー、シチュー、スパイスなどの製造・販売
ハウスウェルネスフーズ株式会社	兵庫県	百万円 100	100.00	健康食品、飲料などの製造・販売
株式会社壺番屋	愛知県	百万円 1,503	51.00	レストランの企画・運営
株式会社ギャバン	東京都	百万円 100	100.00	香辛料の輸入・製造販売および輸入食品販売
マロニー株式会社	大阪府	百万円 60	100.00	でんぶん製品の製造・販売
株式会社ヴォークス・トレーディング	東京都	百万円 500	86.28	農産物、食品などの輸出入・販売
株式会社デリカシェフ	埼玉県	百万円 60	100.00	総菜、焼成パン、デザートなどの製造・販売
ハウスフーズアメリカ社	米 国	百万米ドル 2	※100.00	大豆関連製品の製造・販売および当社グループ製品の輸入販売
ハウス食品（中国）投資社	中 国	百万中国元 610	100.00	香辛調味食品の販売・当社グループ製品の輸入販売および中国事業の統括
ハウスオソサファフーズ社	タ イ	百万バーツ 167	60.00	加工食品、飲料の製造・販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社10社を含む37社、持分法適用会社は5社であります。

2. ※印は、間接保有による持分を含む比率であります。

3. 上記資本金は、単位未満切り捨てで表示しております。また、外貨建資本金は、各国現地通貨で表示しております。

事業報告

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主 要 な 事 業 内 容
香辛・調味加工食品事業	・カレー、シチュー、スパイスなどの製造・販売事業
健康食品事業	・健康食品、飲料などの製造・販売事業
海外食品事業	・大豆関連製品、香辛調味食品、飲料などの製造・販売事業 ・当社グループ製品の輸出入販売事業
外食事業	・レストランの経営および企画・運営事業
その他食品関連事業	・総菜、焼成パン、デザートなどの製造・販売事業 ・農産物、食品などの輸出入および販売事業 ・食品の安全・衛生に関する分析サービス事業

(8) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

①当 社

大阪本社（本店） 大阪府東大阪市
東京本社 東京都千代田区
千葉研究センター 千葉県四街道市

②子会社

（6）重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
6,153名	31名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員および休職者を含みません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

①当 社

グループトータルでの効率的な資金運用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムの導入により、資金集約に伴う関係会社からの借入金を計上しております。当連結会計年度末の借入残高は148億53百万円であります。

②子会社

子 会 社 の 名 称	借 入 先	借 入 残 高
株式会社ヴォークス・トレーディング	株式会社三井住友銀行	1,700百万円
株式会社ヴォークス・トレーディング	株式会社三菱UFJ銀行	600百万円
株式会社ヴォークス・トレーディング	株式会社りそな銀行	550百万円
株式会社ヴォークス・トレーディング	株式会社八十二銀行	150百万円

事業報告

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数391,500,000株
- (2) 発行済株式の総数100,750,620株（自己株式2,816株を含む。）
- (3) 株主数60,635名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ハ ウ ス 興 産 株 式 会 社	12,059,316株	11.97%
株 式 会 社 H K L	7,226,300株	7.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,740,700株	6.69%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	3,486,700株	3.46%
公 益 財 団 法 人 浦 上 食 品 ・ 食 文 化 振 興 財 団	2,900,218株	2.88%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,751,027株	2.73%
ハ ウ ス 恒 心 会	2,102,201株	2.09%
浦 上 節 子	2,003,569株	1.99%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,844,810株	1.83%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,750,000株	1.74%

(注) 持株比率は、自己株式（2,816株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	浦 上 博 史	経営企画部担当 全日本カレー工業協同組合 副理事長 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長 株式会社H K L 代表取締役社長 ハウス興産株式会社 専務取締役
専務取締役 (代表取締役)	松 本 恵 司	国内関係会社事業推進部・財務部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト担当 ハウスフーズホールディングUS A社 取締役
専務取締役	広 浦 康 勝	ハウスウェルネスフーズ株式会社 代表取締役社長
専務取締役	工 東 正 彦	ハウス食品株式会社 代表取締役社長
取 締 役	大 澤 善 行	総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部・コンプライアンス・リスク管理部担当 株式会社壱番屋 取締役 ハウスビジネスパートナーズ株式会社 取締役
取 締 役	宮 奥 美 行	研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・デジタル推進部担当 株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役
取 締 役	山 口 竜 巳	国際事業本部長 ハウスフーズホールディングUS A社 取締役社長 ハウスフーズアメリカ社 取締役
取 締 役	川 崎 浩 太 郎	コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部担当
取 締 役	西 藤 久 三	—
取 締 役	藤 井 順 輔	株式会社日本総合研究所 特別顧問 大日本住友製薬株式会社 監査役 (社外)
常勤監査役	田 口 昌 男	ハウス食品株式会社 監査役
常勤監査役	小 池 章	ハウスウェルネスフーズ株式会社 監査役
監 査 役	蒲 野 宏 之	蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 日本碍子株式会社 取締役 (社外) 株式会社スパンクリートコーポレーション 取締役 (社外)
監 査 役	岩 本 保	清水建設株式会社 取締役 (社外)
監 査 役	岡 島 敦 子	株式会社極洋 非常勤顧問

事業報告

- (注) 1. 取締役山口竜巳、川崎浩太郎、藤井順輔および監査役小池章、岡島敦子の5氏は、2020年6月25日開催の第74期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役藤井豊明、小池章、山本邦克および監査役加藤浩、藤井順輔の5氏は、2020年6月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 当事業年度中の取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
松 本 恵 司	国内関係会社事業推進部・財務部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト担当	国内関係会社事業推進部・財務部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト担当兼新規事業開発部管掌	2020年6月25日

4. 監査役小池章氏は、当社の財務部長および財務部担当取締役を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役西藤久三、藤井順輔の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役蒲野宏之、岩本保、岡島敦子の3氏は、社外監査役であります。
7. 取締役西藤久三、藤井順輔の両氏ならびに監査役蒲野宏之、岩本保、岡島敦子の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
8. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
松 本 恵 司	専務取締役(代表取締役)	専務取締役(代表取締役) 国内関係会社事業推進部・財務部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト担当 ハウスフーズホールディングUSA社取締役	2021年4月1日
広 浦 康 勝	専務取締役 国内関係会社事業推進部・デジタル推進部担当	専務取締役 ハウスウェルネスフーズ株式会社代表取締役社長	2021年4月1日
大 澤 善 行	常務取締役 管理本部長兼秘書部担当 株式会社荏番屋取締役	取締役 総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部・コンプライアンス・リスク管理部担当 株式会社荏番屋取締役 ハウスビジネスパートナーズ株式会社取締役	2021年4月1日
	常務取締役 管理本部長兼秘書部担当	常務取締役 管理本部長兼秘書部担当 株式会社荏番屋取締役	2021年5月27日
宮 奥 美 行	取締役 研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト・グループ生産戦略推進プロジェクト担当 株式会社ヴォークス・トレーディング取締役	取締役 研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・デジタル推進部担当 株式会社ヴォークス・トレーディング取締役	2021年4月1日
川 崎 浩 太 郎	取締役 コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当	取締役 コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部担当	2021年4月1日
	取締役 コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当 株式会社荏番屋取締役	取締役 コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当	2021年5月27日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役2名および社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

【ご参考】役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主およびその他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の損害等は補償対象外となる等の一定の免責事由があります。

保険料は特約部分を含め当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1) 基本方針

取締役の報酬等に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法の基本的な考え方は、次のとおりです。

- ・ 企業価値向上と持続的成長に向けた動機づけとなること
- ・ 役位ごとの役割や責任に相応しいものであること
- ・ 報酬決定の手続きに客観性と透明性が担保されていること

2) 報酬等の決定方法

取締役の報酬等に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法は、報酬等諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。

3) 報酬等の構成ならびに報酬等の額またはその算定方法、報酬等を与える時期または条件等の決定方針

常勤取締役の報酬は、月例報酬・単年度業績連動報酬・中長期業績連動報酬から構成し、非常勤である社外取締役の報酬は、経営に対する監督・助言を主たる役割とすることから、固定報酬である月例報酬と賞与で構成しております。

事業報告

(イ) 月例報酬

役位別に定める水準に、グループ会社の取締役を兼務する場合など役割に応じて報酬を加算して、月毎に固定報酬を支払う方針としております。

(ロ) 単年度業績連動報酬

単年度業績連動報酬は、単年度の当社グループまたは担当事業会社の会社業績および個人業績を評価する指標を定め、着実な達成を促すインセンティブとなる報酬として、事業年度終了後に各業績に応じて報酬を支払う方針としております。

(ハ) 中長期業績連動報酬

中長期業績連動報酬は、当社の持続的成長と中長期の企業価値向上への動機づけを強め、かつ中長期的な株価変動に連動する報酬として、月毎に自社株式購入資金を固定報酬で支払う方針としております。なお、自社株式は、役員持株会を通じて購入し、役員退任までは譲渡不可としております。

4) 報酬等の割合の決定方針

単年度業績連動報酬および中長期業績連動報酬が企業価値向上のためのインセンティブとして機能することを目的に支給割合を決定する方針とし、報酬等諮問委員会による世間動向の確認や報酬水準の比較・検証などを踏まえたうえで、取締役会で常勤取締役の報酬に占める割合を月例報酬70%、単年度業績連動報酬20%、中長期業績連動報酬10%とすることを決定しております。

②業績連動報酬等に関する事項

会社業績評価については、報酬等諮問委員会での審議を踏まえたうえで、取締役会にて決定した指標を基準としており、単年度単位で当社グループまたは担当事業会社の当該指標における対予算・対前年の達成度を評価しております。また、個人業績評価においては取締役ごとに設定した目標達成度を評価指標としており、この二つの評価指標に基づき賞与を70%から130%の範囲で変動させる仕組みとしております。さらに、業績に著しい変動が生じた場合は、その内容を報酬等諮問委員会で審議し、賞与を0%から150%の範囲で変動させる仕組みとしております。

会社業績評価の基準として重視する営業利益を、取締役に対する会社業績評価の指標として選定しておりますが、2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける期間と範囲の見通しが立たず、適切な数値指標の設定が難しいため、会社業績評価の指標は選定しないことといたしました。

なお、当事業年度を含む連結業績の推移は「1. (5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであり、業績に著しい変動は生じておりません。

③取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定方法および当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法は、独立社外取締役を委員長とし、委員の半数以上を社外役員で構成する報酬等諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。

報酬等諮問委員会は、原則として年3回開催しております。世間動向の確認を行ったうえで、報酬制度の検討・報酬水準に関する同規模会社との比較、検証などを行い、取締役会から諮問された事項である報酬制度、取締役の役位ごとの報酬水準、各取締役の報酬額を審議し答申していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④監査役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

監査役の報酬等に係る制度および監査役の報酬等の額につきましては、監査役会からの諮問に基づき報酬等諮問委員会で審議し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役の報酬は固定報酬としております。

⑤取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (3名)	333百万円 (36百万円)	269百万円 (36百万円)	64百万円 (―)
監 査 役 (うち社外監査役)	7名 (4名)	74百万円 (34百万円)	74百万円 (34百万円)	― (―)
合 計	20名 (7名)	407百万円 (70百万円)	343百万円 (70百万円)	64百万円 (―)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2007年6月27日開催の第61期定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額380百万円以内、監査役の報酬等の額を年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名、監査役の員数は5名（うち社外監査役3名）であります。
 3. 当事業年度末の取締役は10名（うち社外取締役2名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。

事業報告

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	西 藤 久 三	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席しており、農林水産省および（一財）食品産業センターにおいて食品行政に長く従事した経験から、当社グループの経営の意思決定に際して、客観的な立場で意見・発言と判断を行っております。また、報酬等諮問委員会の委員長として、取締役および監査役の報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に、主導的な役割を果たしております。
	藤 井 順 輔	2020年6月25日監査役退任までの当事業年度開催の取締役会4回全てに、監査役会3回全てに出席しております。また、2020年6月25日取締役就任以降の当事業年度開催の取締役会10回全てに出席しており、(株)三井住友銀行、(株)三井住友フィナンシャルグループおよび(株)日本総合研究所において企業経営に長く従事した経験から、当社グループの経営の意思決定に際して、客観的な立場で意見・発言と判断を行っております。また、報酬等諮問委員会の委員として、取締役および監査役の報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に、重要な役割を果たしております。

区分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	蒲 野 宏 之	当事業年度開催の取締役会14回中13回に、監査役会12回全てに出席しており、弁護士として法律業務に長く従事している経験から、主に法的リスクへの対応やコンプライアンス体制について、意見を述べております。また、報酬等諮問委員会の委員として、取締役および監査役の報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に、重要な役割を果たしております。
	岩 本 保	当事業年度開催の取締役会14回中13回に、監査役会12回全てに出席しており、味の素(株)および同社海外グループ会社において企業経営に長く従事した経験から、主に企業運営や企業リスクへの対応について、意見を述べております。
	岡 島 敦 子	2020年6月25日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回全てに、監査役会9回全てに出席しており、農林水産省、厚生労働省、埼玉県副知事、内閣府、総務省などで行政に長く従事した経験から、企業運営全般について、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等

59百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

135百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けたうえで、過年度の監査実績、当該事業年度の監査計画の内容、報酬見積りの根拠等について検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ハウスフーズアメリカ社、ハウス食品（中国）投資社、ハウスオゾンサファフーズ社は当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、デジタル化推進に関するアドバイザー業務およびM&Aに関するコンサルタント業務ならびに税務関連業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	【ご参考】 前期
資産の部		
流動資産	156,909	149,653
現金及び預金	78,905	66,424
受取手形及び売掛金	43,104	47,774
有価証券	9,515	10,893
商品及び製品	12,604	11,390
仕掛品	2,301	1,979
原材料及び貯蔵品	5,185	5,128
その他	5,472	6,181
貸倒引当金	△177	△115
固定資産	212,241	217,541
有形固定資産	89,942	90,239
建物及び構築物	33,504	32,327
機械装置及び運搬具	17,639	17,229
土地	31,940	31,865
リース資産	1,586	1,861
建設仮勘定	3,138	4,589
その他	2,134	2,368
無形固定資産	44,021	54,476
のれん	312	2,562
商標権	19,370	24,024
ソフトウェア	1,554	1,549
契約関連無形資産	19,802	24,887
ソフトウェア仮勘定	2,268	731
その他	714	722
投資その他の資産	78,278	72,825
投資有価証券	60,268	60,182
長期貸付金	1	3
繰延税金資産	627	1,837
長期預金	1,000	1,000
退職給付に係る資産	9,947	3,162
破産更生債権等	638	659
長期預け金	1,080	1,088
その他	6,609	6,825
貸倒引当金	△1,892	△1,931
資産合計	369,150	367,194

科 目	当期	【ご参考】 前期
負債の部		
流動負債	51,327	53,138
支払手形及び買掛金	16,781	19,706
電子記録債務	1,847	1,553
短期借入金	3,650	3,340
1年内償還予定の社債	—	26
リース債務	519	491
未払金	18,307	17,435
未払法人税等	3,814	4,232
賞与引当金	476	636
役員賞与引当金	80	85
株主優待引当金	92	86
資産除去債務	12	3
その他	5,751	5,543
固定負債	30,532	33,126
長期借入金	96	98
リース債務	1,142	1,451
長期未払金	215	250
繰延税金負債	21,966	22,518
退職給付に係る負債	1,948	1,987
資産除去債務	738	723
長期預り保証金	3,984	5,698
その他	442	400
負債合計	81,859	86,264
純資産の部		
株主資本	232,709	228,616
資本金	9,948	9,948
資本剰余金	22,829	22,829
利益剰余金	199,943	195,844
自己株式	△11	△6
その他の包括利益累計額	25,437	20,154
その他有価証券評価差額金	20,364	18,650
繰延ヘッジ損益	△34	14
為替換算調整勘定	△356	292
退職給付に係る調整累計額	5,462	1,198
非支配株主持分	29,146	32,160
純資産合計	287,291	280,930
負債純資産合計	369,150	367,194

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位: 百万円)

科 目	当期	【ご参考】 前期
売上高	283,754	293,682
売上原価	156,998	159,910
売上総利益	126,756	133,772
販売費及び一般管理費	107,359	114,767
営業利益	19,397	19,005
営業外収益	2,549	2,918
受取利息及び配当金	926	1,011
持分法による投資利益	—	645
受取家賃	804	806
為替差益	111	—
その他	708	457
営業外費用	2,126	1,127
支払利息	52	62
賃貸費用	638	671
為替差損	—	143
持分法による投資損失	1,230	—
その他	206	251
経常利益	19,820	20,797
特別利益	2,590	2,359
固定資産売却益	2	198
投資有価証券売却益	2,453	2,100
店舗売却益	134	61
その他	0	0
特別損失	10,361	2,474
固定資産売却損	11	9
固定資産除却損	224	552
投資有価証券売却損	15	11
投資有価証券評価損	3	145
減損損失	10,075	387
持分変動損失	—	212
事業譲渡損	—	42
貸倒引当金繰入額	—	1,088
その他	32	28
税金等調整前当期純利益	12,049	20,682
法人税、住民税及び事業税	7,160	7,482
法人税等調整額	△2,009	28
当期純利益	6,897	13,172
非支配株主に帰属する当期純利益	△1,835	1,714
親会社株主に帰属する当期純利益	8,733	11,458

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

【ご参考】

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位: 百万円)

科 目	当期	前期
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,181	24,218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,558	△6,356
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,172	△7,567
現金及び現金同等物に係る換算差額	22	△192
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	8,473	10,104
現金及び現金同等物の期首残高	69,870	62,495
会社分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△2,729
現金及び現金同等物の期末残高	78,343	69,870

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	【ご参考】 前期
資産の部		
流動資産	64,843	54,325
現金及び預金	45,603	34,859
有価証券	9,515	9,902
貯蔵品	1	1
立替金	1,855	2,027
その他	7,869	7,536
固定資産	151,898	152,560
有形固定資産	15,830	16,000
建物	4,681	4,876
構築物	99	108
機械及び装置	33	42
車両運搬具	3	2
工具、器具及び備品	443	435
土地	10,480	10,480
リース資産	83	53
建設仮勘定	10	5
無形固定資産	197	119
電話加入権	8	8
ソフトウェア	113	81
その他	75	29
投資その他の資産	135,871	136,441
投資有価証券	51,507	51,079
関係会社株式	68,079	69,619
出資金	9	319
関係会社出資金	11,862	11,861
長期貸付金	2,879	2,040
長期前払費用	12	5
差入保証金	668	662
長期預金	1,000	1,000
長期預け金	1,080	1,088
その他	38	38
貸倒引当金	△1,262	△1,270
資産合計	216,741	206,885

科 目	当期	【ご参考】 前期
負債の部		
流動負債	19,210	17,566
関係会社短期借入金	14,853	14,308
未払金	3,929	2,730
未払費用	12	22
未払法人税等	216	122
預り金	28	28
役員賞与引当金	72	79
その他	101	277
固定負債	9,608	8,943
リース債務	59	36
長期預り保証金	167	182
長期未払金	106	114
繰延税金負債	9,214	8,547
その他	62	63
負債合計	28,818	26,508
純資産の部		
株主資本	167,903	161,898
資本金	9,948	9,948
資本剰余金	23,815	23,815
資本準備金	23,815	23,815
利益剰余金	134,151	128,140
利益準備金	2,487	2,487
その他利益剰余金	131,663	125,653
固定資産圧縮積立金	441	462
別途積立金	93,900	93,900
繰越利益剰余金	37,322	31,291
自己株式	△11	△6
評価・換算差額等	20,020	18,478
その他有価証券評価差額金	20,020	18,478
純資産合計	187,923	180,377
負債純資産合計	216,741	206,885

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	当期	【ご参考】 前期
営業収益	21,061	20,990
営業費用	10,977	11,419
営業利益	10,083	9,570
営業外収益	884	902
受取利息及び配当金	733	845
為替差益	117	—
その他	33	57
営業外費用	3	208
支払利息	3	3
為替差損	—	184
その他	1	20
経常利益	10,963	10,264
特別利益	2,443	2,367
投資有価証券売却益	2,402	2,099
貸倒引当金戻入額	—	0
関係会社株式償還益	41	102
その他	—	165
特別損失	2,165	1,153
固定資産除却損	11	20
投資有価証券売却損	2	10
投資有価証券評価損	3	35
貸倒引当金繰入額	—	1,088
関係会社株式評価損	1,432	—
関係会社出資金評価損	718	—
その他	—	0
税引前当期純利益	11,241	11,479
法人税、住民税及び事業税	609	359
法人税等調整額	△13	131
当期純利益	10,645	10,988

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ハウス食品グループ本社株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 添 健 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウス食品グループ本社株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウス食品グループ本社株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ハウス食品グループ本社株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 崎 充 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川 添 健 史 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウス食品グループ本社株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明を行い、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

ハウス食品グループ本社株式会社 監査役会

常勤監査役 田口昌男 ㊞

常勤監査役 小池 章 ㊞

社外監査役 蒲野宏之 ㊞

社外監査役 岩本 保 ㊞

社外監査役 岡島敦子 ㊞

以 上

株主優待制度の変更に関するお知らせ

2021年3月31日現在の株主さまを対象とした株主優待より、多くの株主さまに当社株式に対する魅力をさらに感じていただけるよう、下記のとおり**お好みの品目を選択いただく方式に変更**しております。

記

【変更の内容】

変更前		変更後	
毎年3月31日および9月30日現在、当社株式100株（1単元）以上を、半年以上継続保有している株主さま		毎年3月31日および9月30日現在、当社株式100株（1単元）以上を、半年以上継続保有している株主さま	
保有株式数	優待内容	保有株式数	優待内容
100株～ 200株未満	グループ製品詰合せ 1,000円相当	100株～ 200株未満	<u>グループ製品詰合せ、 寄付などからの選択</u> 1,000円相当
200株～1,000株未満	グループ製品詰合せ 2,000円相当	200株～1,000株未満	<u>グループ製品詰合せ、 寄付などからの選択</u> 2,000円相当
1,000株以上	グループ製品詰合せ 3,000円相当	1,000株以上	<u>グループ製品詰合せ、 寄付などからの選択</u> 3,000円相当

対象とならない株主さま

本年3月31日時点で、株式の保有期間が半年未満の株主さまは、今回の株主優待では対象となっております。**本年9月30日の株主名簿に同じ株主番号で2回連続の登録（半年以上継続保有）**をもって対象の株主さまとなりますので、引き続き弊社株式を継続保有いただきますようお願いいたします。

※対象の株主さまには、選択できる品目が記載されたご案内状および株主ご優待品申込書（ハガキ）を、この招集ご通知に同封しておりますので、期日までにお申し込みください。

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場 ご案内図

※隣接する大阪国際会議場（グランキューブ大阪）が、新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センターに指定されており、周辺で多くの人出が予想されますので、ご出席の際はご注意ください。

会場

大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル
3階 光琳の間

交通のご案内

京阪電車 中之島線

中之島駅下車 3番出口直結

JR 大阪環状線

福島駅下車 徒歩約12分

JR 東西線

新福島駅下車 2番出口より徒歩約11分

阪神電車 阪神本線

福島駅下車 西3番出口より徒歩約11分

地下鉄 四つ橋線

肥後橋駅下車 4番出口より徒歩約15分

※大阪駅から、ホテル行きのシャトルバスがござ
いますが、混雑する場合がありますので、公共
交通機関のご利用をおすすめいたします。



○ご出席の株主さまへのお土産は、昨年より廃止させていただいております。また、休憩室および飲料のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ハウス食品グループ本社株式会社

〒577-8520 大阪府東大阪市御厨栄町1丁目5番7号

電話 (06) 6788-1231 (大代表)

<https://housefoods-group.com/>



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。



この冊子は、FSC®認証紙と、
環境に優しい植物油インキ（ベジタブルインキ）を使用しています。

